第三項第一号中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六第一項」に、「第六十八条の十七、第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改める。

第六十八条の十五の四第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに次条」を「、次条並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十一項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「連結親法人事業年度」の下に「（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日前に開始する連結事業年度にあつては百分の二とし、連結親法人事業年度が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」を加え、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　平均給与等支給額　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。次号において「前連結事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　連結親法人及び適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前連結事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の前連結事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

第六十八条の十五の五第六項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改める。

第六十八条の十五の六第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条」を「、第六十八条の十五の五並びに前条第七項及び第八項」に「に相当する」を「の百分の九十に相当する」に改め、同項第五号中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「、同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第六十八条の十四第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の六第一項に次の一号を加える。

十三　前条第七項又は同項及び同条第八項の規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の六第二項中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に改め、「第六十八条の十三第二項」の下に「、第六十八条の十四第三項」を加え、同条第三項中「第六十八条の十一第四項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、「第六十八条の十三第三項」の下に「、第六十八条の十四第四項」を加え、同条を第六十八条の十五の七とする。

第六十八条の十五の五の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第九項までにおいて「指定期間」という。）内に、第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（以下この条において「生産性向上設備等」という。）のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。第七項及び第八項において「供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。